

「不可殫論」ノート：『日本書紀』にみえる特徴的な表現とその由来

李 陽浩

はじめに

『日本書紀』白雉3年（652）9月条は、難波長柄豊碕宮（＝前期難波宮）の完成に際して、次のように記す。

秋九月に、宮造ること己に訖りぬ。其の宮殿の状、殫に論ふべからず。（秋九月。造宮已訖。其宮殿之状不可殫論。）¹⁾

ここにみえる「殫に論ふべからず（不可殫論）」とは、一般的には「言葉にできないほど立派なものであった」、あるいは「その立派さは、言葉では言いつくせない」、「言葉につくし難いほど立派であった」、「言語に絶する壮麗さである」などと解されており²⁾、それが意味するのは、完成当時における難波長柄豊碕宮の威容であるとされる³⁾。

なお、「殫」の意味は、『説文解字』巻五によれば「殫盡也。从殫單聲。」とされ、『大漢和辞典』（諸橋轍次著）によれば、「つきる・たおれる・やむ、ことごとく、」となる。

さて、「不可殫論」という表現は、同様の例が『日本書紀』や『続日本紀』などに認められないことから、それ自身が非常に特徴的なものといえる。そのような特徴的な表現が難波長柄豊碕宮（＝前期難波宮）だけに認められるのは、この間の発掘調査で判明した宮殿遺構の隔絶性を鑑みた場合に非常に重要であるといえる。

すなわち、大阪市中央区法円坂一帯でみつかった二時期の宮殿遺構のうち、下位に位置する前期難波宮は、この間の発掘調査によって難波長柄豊碕宮であることが確実視されているが、そこにみられる宮殿建築は、その計画性（内裏区画・朝堂院区画を南北軸線上に並べ、それぞれ左右対称の建物配置を取るなど）、巨大性（正殿・門の巨大さ、広大な朝庭など）、多様性（正殿、門、八角殿、複廊、並び倉などの建築類型の多様さ）において、それまでの宮殿とは隔絶した内容を持つことが指摘できる⁴⁾。そのような隔絶性を持つ宮殿遺構に対して「不可殫論」という表現を唯一用いることは、まさにその実態に相応しいと考えられるからである。

しかし、それがいくら相応しいとしても、具体的に難波長柄豊碕宮のどのような特徴・要素が「不可殫論」（という表現）に相応しいと判断されたのかについては、不明な部分が多い。その実態を明らかにするためには、まずは「不可殫論」という表現自体が持つ本来の意味について正確に把握する必要があるように思われる。そのためには、それがどのような文脈で用いられてきたのかを検討することが最も参考になるように思われる。それによって、この表現が『日本書紀』にオリジナルなものかどうか、あるいは由来を持つのなら、どのような史料に基づいて『日本書紀』に採用されるに至ったのか、などを検討することが可能となろう。

なお、『日本書紀』にみえる「不可殫論」の類例についてはすでに指摘があり、『文選』西都賦に「区

字茲ノ若シ。殫ニ論ズベカラズ、李善注「殫ハ尽也」とある」とされる⁵⁾。この指摘は非常に重要であるが、そこではそれ以上の検討がなされておらず、その詳細については不明な部分が多いといえる。

そこで、ここでは、これらの問題にアプローチするための基礎的な作業として、文献史料にみられる「不可殫論」の用例に注目し、同様の表記を広く収集するとともに、それらを相互に比較・検討することで、先にみた指摘とともに、その表現の由来とそれが意味するところについて、若干の検討を行ってみることにしたい。

1. 「不可殫論」の用例・類例

(1) 日本における用例・類例

まず、ここでは六国史を通して、古代日本における用例・類例について確認してみたい。

改めて六国史全体を確認してみると、『日本書紀』白雉三年九月条以外に「不可殫論」という表現は見出せず、これが唯一の例であることがわかる。

次に、類似する表現として「不可殫～」と記す例を探ると、『日本書紀』皇極天皇4年（645）4月戊戌朔条に「不可殫究（殫して究むべからず）」という表現がみられる⁶⁾。それは「極め尽くすことができない」と解されており⁷⁾、「不可殫論」とほぼ同じ意味といえる。

なお、この例の他に「不可殫～」とする表現は見当たらず、さらに短い「不可～」については非常に類例が多く、特定の内容から離れるために、ここでは除外する。

以上をまとめると、「不可殫論」という表現は六国史の他の条文には見当たらず、類似する表現（「不可殫究」）も非常に乏しいことが指摘できる。ちなみに、それらは「宮殿」、「学問」とそれぞれに対象とする内容が異なっているため、後者を参考に前者を類推することも困難である。

また、このように「不可殫論」の類例が皆無であることは、この表現が突如出現したこと、すなわちそれが引用や継受によるもので、その出自が日本になかった可能性を同時に示唆する。そこで次に、古代東アジアに目を転じて、用例・類例について確認してみることにはしたい。

(2) 朝鮮半島における用例・類例

次に、ここでは『三国史記』・『三国遺事』などを通して、朝鮮半島における用例・類例について確認してみたい。

改めて両史料を確認してみると、それぞれに同じ表現は見当たらず、それらに類例がないことが知られる。

続いて、類似する表現として「不可殫～」と記す例を探ると、『三国遺事』紀異卷第一に「豈可殫記（豈に記し殫す可けんや）」という表現が認められる⁸⁾。その意味は「とうてい書き尽くせるものではない。」と解されており⁹⁾、「不可殫論」とほぼ同じ意味といえる。ただ、言及する対象が「（神異な）出来事」であること、言葉の表現として異なっていることから、この例が『日本書紀』白雉3年9月条に直接的に影響を与えたとは考え難い。

また、「断俗寺神行禅師碑」（新羅憲徳王 5 年（813））には「不可殫載（殫くに載せるべからず）」¹⁰⁾ という表現が認められるが、言及する対象が「禅師の（神異な）出来事」であること、年代的に前後すること、などから直接的な影響を与えたとは考え難い。なお、これら以外に「不可殫～」と記す例は管見の限りでは見当たらない。

以上から、『三国史記』・『三国遺事』には「不可殫論」という表現が見当たらず、類似する表現もほとんどないことが指摘できる。

(3) 中国における用例・類例

最後に、文献史料が豊富な中国における用例・類例について確認することにしたい。

まず、正史や類書、詩集・文集などを確認してみると、『文選』「西都賦」¹¹⁾、『舊唐書』卷一百二十列傳第七十「郭子儀」¹²⁾、『通典』邊防一「邊防序」¹³⁾、などに同じ表現が認められる。それは、いずれも「殫に論ふべからず」、すなわち「語り尽くすことができない」という意味に用いられている¹⁴⁾。

次に、類似する表現として「不可殫～」と記す例を探ると、『漢書』揚雄傳「揚雄傳上」に「不可殫形」¹⁵⁾、『漢書』揚雄傳「揚雄傳下」に「不可殫記」¹⁶⁾、『通典』邊防十一「南匈奴」に「不可殫盡」¹⁷⁾、『太平廣記』龍二「柳毅」に「不可殫言」¹⁸⁾ など、多くの類例を認めることができる。

以上から、中国の文献史料には「不可殫論」という表現が一定程度用いられ、類似する表現も多く存在することが指摘できる。ここから『日本書紀』白雉 3 年 9 月条の表現も、それらに由来する可能性が考えられよう。次に、この点について検討したい。

2. 「不可殫論」の由来と意味

さて、以上の検討で明らかなように、「不可殫論」という表現は六国史に類例を求めることができず、朝鮮半島の文献史料（『三国史記』・『三国遺事』）にも認めることができなかった。一方で、中国の文献史料にはいくつかの類例を認めることができた。このことは「不可殫論」の出典が中国文献にあったことを強く示唆する。

なかでもとりわけ注目されるのは、すでに指摘されている通り、漢の都・長安の壯麗を記す文中に用いられる『文選』「西都賦」の事例であろう。その内容は「清涼宣温、神仙長年、金華玉堂、白虎麒麟、區宇若茲、不可殫論（清涼殿・宣温殿・神仙殿・長年殿・金華殿・玉堂殿・白虎殿・麒麟殿と、御殿の区域は各々この通り、とてもことごとく語りつくせない）」¹⁹⁾ と記されており、そこで表現されるのは、多くの宮殿が立ち並ぶ姿、その建築的な壯麗さ・立派さといえる。この表現は、同じく宮殿の姿を描写するという意味において、『日本書紀』白雉 3 年 9 月条との共通性が認められるのであり、すなわち、『日本書紀』の出典としては、まず「西都賦」が想定できるように思われる。

すると、次のステップとしては、当時『日本書紀』が『文選』「西都賦」の表現を直接引用できる環境にあったのかどうか、ということが問題となろう。

そこで既往研究を振り返ると、『日本書紀』孝徳紀の出典としては、『漢書』・『後漢書』・『三国志』・『芸文類聚』・『文選』などが利用されていることが指摘されている²⁰⁾。

また、そのうちで「西都賦」は『後漢書』及び『文選』に認めることができるが、天智紀の条は全て『文選』所引のものをを用いていると断定されており、孝徳紀も基本的に『文選』によるものと考えられていることは重要である²¹⁾。その他にも、『文選』に出典元を持つ『日本書紀』の記事は、雄略紀を中心とする諸巻と斉明紀を中心とする諸巻（孝徳、斉明、天智紀）とに大別され、後者は主として「西都賦（東都賦・西京賦）」を利用することが指摘されている²²⁾。

これらの点からすると、『日本書紀』白雉3年9月条における「不可殫論」の出典は、『文選』所引の「西都賦」にあると考えられることになろう。おそらく、宮殿の壮麗を示すにふさわしい表現として、同じく宮殿を扱った「西都賦」の表現が選ばれたのではなかろうか²³⁾。

そして、仮にそうだとするのなら、当時日本で未曾有の（隔絶した）宮殿であった難波長柄豊碕宮に対して、「西都賦」に表現された漢の長安の壮麗さを対置し、それに仮託しようとした意識が、当時の『日本書紀』編纂者にあったとの想定も可能となる。それが実態として対比に耐えられるものだったかどうかは別に検討する必要があるが、少なくとも難波長柄豊碕宮がそのような仮託の対象になり得るほどの威容を誇っていたことが、ここから想像できるように思われる。

さて、以上をまとめるのなら、『日本書紀』白雉3年9月条における「不可殫論」の由来としては『文選』所引の「西都賦」が考えられ、その意味は、「西都賦」の表現を参考にすると、多くの宮殿が立ち並ぶ姿、その建築的な壮麗さ・立派さであったと考えられるのではなかろうか。

むすび

ここまで不学を顧みず、迂遠な議論を重ねたが、そこで明らかになった内容は以下の通りである。

- (1) 『日本書紀』白雉3年9月条にみえる「不可殫論」という表現は、日本（六国史）では他に認められない。一方、朝鮮半島の史料には認められないものの、中国の史料では確認できる。
- (2) 中国の史料のうちで「西都賦」が（同じく宮殿を扱っているという意味で）引用元として最も相応しいと考えられる。
- (3) 『日本書紀』編纂時に引用した出典は、『文選』所引の「西都賦」であった可能性が考えられる。
- (4) 「不可殫論」という表現は、「西都賦」に仮託して、多くの宮殿が立ち並ぶ姿、その壮麗さや立派さを示したものと考えられる。

以上が本稿の結論である。多くの推論を重ねたが、一つの可能性としてここに提示することにした。

さて、今回の検討を通して、「不可殫論」の由来と意味については、このように一定の見通しを得ることができた。ただ、その結果、新たな疑問も生じることになった。その疑問とは、この表現が果たして当時の難波長柄豊碕宮（＝前期難波宮）の姿を正確に表したものだかどうか、と

II. 論考

いう点にある。すなわち、それは単に（由緒正しき）出典に仮託しただけのものだったのであり、当時の建築的実態とはかけ離れたものだったのではないか、という疑問である。

この疑問に対して、ここで明確に答えることは難しい。なぜなら、長安（城）に擬することが、擬されたもの（＝難波長柄豊碕宮）の立派さを必ずしも保証することにはならないからである²⁴⁾。すると、ここで改めて注目すべきは、この表現が日本における唯一の例であるという点であろう。そこには難波長柄豊碕宮だけに用いられた何らかの理由が想像できるからである。そして現段階では、その理由として、豊碕宮の建築的隔絶性がその拠り所になったと考えるのが最も妥当であるように思われる。

なお、「西都賦」には「不可殫論」に続いて、以下のような表現がみられる。

増盤崔嵬、登降照爛、殊形詭制、常に各々観を異にす。（増盤崔嵬、登降照爛。殊形詭制、每各異観。）²⁵⁾

その文意は「重なりあって屈曲する御殿あり、高々とそびえた御殿あり、高さも低きもともどもあざやかにかがやいている。独特の形をしたものや珍しい造作のものや、一つ一つ各々外観が違っている。」²⁶⁾とされており、見かたによっては発掘調査で判明した難波長柄豊碕宮（＝前期難波宮）の建築的特徴に符号すると取れなくもない。例えば、「重なりあって屈曲する御殿」とは回廊（複廊）で連結された朝堂院などの各院の建物群を、「高々とそびえた御殿」とは太い柱を用いて造営された内裏前殿や内裏南門・八角殿などの建物を、「高さも低きもともどもあざやかにかがやいている」とは比較的背の高い内裏前殿・八角殿や比較的背の低い朝堂・回廊などが共存しているさまを、「独特の形をしたものや珍しい造作のものや、一つ一つ各々外観が違っている」とは八角殿や並び倉などの特徴的な建物や多様な建築類型の存在を、それぞれ意味すると考えることもあながち無理ではないように思われる。あるいは『日本書紀』の編者は、このような符合を併せ考えた上で、豊碕宮の評価に「不可殫論」という表現を用いたのではなかろうか。

以上は単なる想像を超えるものではないが、いずれにせよ難波長柄豊碕宮が真に長安（城）に擬せられるべき内容を保持していたかどうかについては、今後の比較研究に期待されるところが大きい。そうした意味で、発掘遺構に即した難波長柄豊碕宮の復元研究がさらに求められるとともに、中国の事例についても比較研究を進めていく必要があるだろう。引き続き検討することにした。大方のご叱正を請う次第である。

【謝辞】本研究はJSPS 科研費 JP22K04516 の助成を受けたものです。

【註】

- 1) 坂本太郎ほか校註『日本古典文学大系 日本書紀 下』（岩波書店、1965年）。以下、『日本書紀』の引用はこれに従う。
- 2) 中尾芳治『考古学ライブラリー 46 難波京』（ニューサイエンス社、1986年）、p. 7、直木孝次郎『難波宮と難波津の研究』（吉川弘文館、1994年）、p. 7、中尾芳治『難波宮の研究』（吉川弘文館、1995年）、p. 116、

- 新修大阪府史編纂委員会編『新修大阪府史 第1巻』（大阪府、1988年）、p. 703。
- 3) 岸俊男『日本の古代宮都』（岩波書店、1993年）には「前後の他の宮室と隔絶した規模・構造をもっていたとも推測される」（p. 29）とあり、中尾芳治「難波宮跡の発掘・研究成果」（『難波宮の研究』、吉川弘文館、1995年）にも、ほぼ同じく「前後に隔絶した規模・構造をもつものであった」（p. 116）とある。
 - 4) 李陽浩「難波宮」（『講座畿内の古代学 第Ⅲ巻 王宮と王都』、雄山閣、2020年）ほか。なお、前期難波宮では柱の抜き取り穴に火災痕跡が確認されることから、その遺構は朱鳥元年（686）正月乙卯条に「宮室悉く焚く」と記された「難波宮」に比定される。さらに近年の調査成果では、その造営は「大化改新」に伴う難波遷都に伴って造営された「難波長柄豊碕宮」にまで遡ることが確実視されている。中尾芳治・栄原永遠男編『難波宮と都城制』（吉川弘文館、2014年）ほか。
 - 5) 小島憲之ほか校註・訳『新編日本古典文学全集 日本書紀3』（小学館、1998年）、p. 191。
 - 6) 『日本書紀』皇極天皇4年（645）4月戊戌朔条「高麗學問僧等言。同學鞍作得志。以虎爲友。學取其術。或使枯山變爲青山。或使黃地變爲白水。種々奇術不可殫究。」
 - 7) 註（5）小島ほか校註・訳書、p. 97。
 - 8) 『三国遺事』紀異卷第一「龍交大澤而生沛公。自此而降。豈可殫記。」。朝鮮史学会編『三国遺事』（朝鮮史学会、1928年）、p. 1。
 - 9) 一然『完訳三国遺事』（明石書店、1997年）、p. 53。
 - 10) 「故遠近見聞、尊重瞻仰、不可殫載矣。」。出典は韓国史データベース（国史編纂委員会、<https://db.history.go.kr>）による。なお、本データベースによれば、本碑は北宗禪を新羅に導入した神行（704～779）禪師の生涯を描くもので、元の石碑は慶尚南道山淸郡丹城面の斷俗寺にあったが、朝鮮後期に破壊されたと考えられている。『大東金石書』および『海東金石苑』などに載せられた判読文を通じて碑文の内容を把握することができ、神行禪師が入寂してから34年が過ぎた憲徳王5年（813）に弟子の三輪禪師の主導で靈堂、僧塔と塔碑が造成されたとある。
 - 11) 『文選』「西都賦」「清涼宣溫、神仙長年、金華玉堂、白虎麒麟、區宇若茲、不可殫論。」。なお、同じ内容が『後漢書』列傳「班彪列傳上」にもみえる。
 - 12) 『舊唐書』卷一百二十列傳第七十「郭子儀」「德薄而位尊、功微而賞厚、實繁有畝、不可殫論。」。
 - 13) 『通典』邊防一「邊防序」夏商以前、臣不諱君名、子不諱父名、自有周方諱耳。今夷狄則皆無諱。如此之類甚眾、不可殫論。」。
 - 14) 「西都賦」における「不可殫論」の意味は、「殫く論ず可からず」、すなわち「とてもことごとく語りつくせない」と解釈される。中島千秋『新訳漢文体系 第79巻 文選（試篇）上』（明治書院、1977年）、p. 36。
 - 15) 『漢書』揚雄傳「揚雄傳上」「玉石璠璫、眩耀青瑩、漢女水潛、怪物暗冥、不可殫形。」。これは同じく、『藝文類聚』卷七十「枕」《後漢張紘瑰材枕賦》や『藝文類聚』卷七十九靈異部下「神」楚宋玉《高唐賦》にも認められる。
 - 16) 『漢書』揚雄傳「揚雄傳下」「於是上帝眷顧高祖、高祖奉命、順斗極、運天關、橫鉅海、票昆侖、提劍而叱之、所麾城擗邑、下將降旗、一日之戰、不可殫記。」。これは同じく、『三國志』魏書二十三「和洽傳」、『太平御覽』兵部八十七「兜鍪」、『太平廣記』異僧十二「懷濬」、『太平廣記』鬼二十九「王喬老」などにも認められる。

II. 論考

- 17) 『通典』邊防十一「南匈奴」「匈奴寇叛、自知罪極。種類繁熾、不可殫盡。」。「盡」は「尽」であり、『説文解字』卷五によれば「殫」とは「殫盡也。从殳單聲。」とされる。
- 18) 『太平廣記』龍二「柳毅」「夫曰：此靈虛殿也。諦視之、則人間珍寶、畢盡於此。柱以白璧、砌以青玉。牀以珊瑚。簾以水精。雕琉璃於翠楣、飾琥珀於虹棟。奇秀深杳、不可殫言。」。
- 19) 註(14) 中島千秋著書、p. 36。
- 20) 小島憲之『上代日本文学与中国文学 上』(塙書房、1962年)、p. 473。
- 21) 註(20) 小島著書、pp. 358-362。
- 22) 註(20) 小島著書、p. 367。
- 23) 古代において文選は手習いに用いる書物であったことが指摘されており、引用しやすい環境にあったことが考えられる(高薇「古代日本における『文選』の学術的側面:『文選』の注を手がかりに」『比較文学・文化論集 37』、2020年)。「日本書紀」と『文選』との関係については、註(20) 小島著書なども参照。
- 24) 元良勲は、プラトン『クリティアス』(前4世紀中頃)におけるアトランティスに対する記述について、「ただ大きさと珍奇高価な材料の羅列があるだけで、建築の肝心なかたちや構成については一言も言い及ばされていない。」と指摘する(元良勲「古代的「立派さ」」『日本建築學會研究報告 27』、1954年)。アトランティスにみえる建築像は、異国的なものを思い浮かべるときの「彼の内に潜むロマン的なもの、そうしてそれはおそらくはピタゴラス学派の影響を多分に受け継いでいると云われる彼の本質的なもの、そのものの表現であり、従って彼の懐く世界像の案外正直な具象化と見る事が出来るのではないか」(同上)とし、「ギリシャ人が懐いていたであろう建築的な「立派さ」というものが、いかなる形式のものであったかを明瞭に物語っているのではなかろうか」(同上)と指摘する。すなわち、そこにはアトランティスに投影されたプラトンの持つイメージ(＝ロマン的なもの)が指摘されているのであり、以上のような指摘は、何ものかに仮託しながら物事を語る際に起こりうる。或る種の陥穽を示している。サイードにおける「オリエンタリズム」も同じような構図を指摘したものといえよう(エドワード・W・サイード『オリエンタリズム』上・下、平凡社、1993年)。これらは「不可殫論」の意味を客観的に捉えようとする上で注意すべき視点といえる。
- 25) 註(14) 中島千秋著書、pp. 35-36。
- 26) 註(14) 中島千秋著書、pp. 35-36。

